

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ 退職時に支給する賞与

**Q** : 当社では、毎年7月と12月に賞与を支給していますが、使用人が退職する場合には、賞与の支給規定によりその賞与の計算期間の初日から退職する時までの期間に応じて計算した賞与を退職金と併せて支給することになっています。

ところで、この賞与分は退職所得として源泉徴収してよいのでしょうか。

**A** : 退職所得ではなく給与所得(賞与)として源泉徴収することになります。

### 【解説】

所得税法上の退職手当等とは、本来退職しなかったとしたならば支払われなかったもので、退職したことに基因して一時に支払われることとなる給与のことをいい、退職に際し、又は退職後に使用者から支払われる給与であっても、その支払金額の計算基準等からみて、他の引き続き勤務している者に支払われる賞与などと同じ性質を有するものは、退職手当等には該当しません。

ご質問の賞与は、使用人の退職時に支給されるものですが、退職しない他の使用人にも所定の時期(7月又は12月)になれば支給されるものであり、その使用人が在職していたならば、通常賞与の支給の時期には当然に支払われるものであると認められますので、退職所得ではなく、給与所得(賞与)として所得税の源泉徴収をすることになります。

